

南島原市 都市計画マスタープラン

市の花：ひまわり



北有馬町：田中橋



西有家町：能石海岸



深江町：山の寺小学校



加津佐町：向子岩（ふたごいわ）



布津町：ひまわり畑



口之津町：アゴウの大木



両有馬町：白木野の棚田



有家町：鮎帰りの滝

平成25年3月

南島原市

目次

序章 都市計画マスタープランについて

- 1. 役割と位置づけ…………… 1
- 2. 対象範囲と目標年次…………… 2
- 3. 構成…………… 3
- 4. 策定の流れと体制…………… 5

第1章 南島原市が抱える課題

- 1. 既往計画・関連プロジェクト等の整理…………… 7
- 2. 南島原市の課題の整理…………… 20

第2章 都市づくりの目標

- 1. 都市づくりの基本理念…………… 24
- 2. 目標年次及び将来フレームの設定…………… 25
- 3. 将来都市構造…………… 26

第3章 全体構想

- 1. 土地利用方針…………… 28
- 2. 都市施設整備方針…………… 32
- 3. 都市環境及び自然環境形成方針…………… 38
- 4. 景観形成方針…………… 43

第4章 地域別構想

- 1. 地域区分…………… 45
- 2. 深江・布津地域まちづくり方針…………… 47
- 3. 有家・西有家地域まちづくり方針…………… 53
- 4. 北有馬・南有馬地域まちづくり方針…………… 59
- 5. 口之津・加津佐地域まちづくり方針…………… 65

第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

- 1. 都市計画マスタープランの取組み方針…………… 71
- 2. 重点プロジェクトの推進…………… 73
- 3. 都市づくりの役割分担…………… 75

参考資料

- 参考資料1 住民意向調査…………… 77
- 参考資料2 意見交換会の概要…………… 119
- 参考資料3 用語解説…………… 130

序章 南島原市都市計画マスタープランとは

1. 役割と位置づけ

○都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言います。

当計画は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

ただし、当計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、計画策定後すぐに法的強制力を有するものではありませんが、市の都市計画に関わる法制度や事業等は当マスタープランの内容に即した計画及び変更を行う必要があります、まちづくり（都市計画）における市の最上位計画として位置づけられます。

○おおむね20年先を見通して策定

都市計画マスタープランは、将来の市の姿を見通した計画づくりとするため、目標年次をおおむね20年後に設定します。

○都市計画の目標や、新しい時代の市民生活を実現していくための取組みの方針

計画内容としては、現況分析に基づいた課題を抽出し、今後の市の目指すべき都市像を構築し、方針を示します。

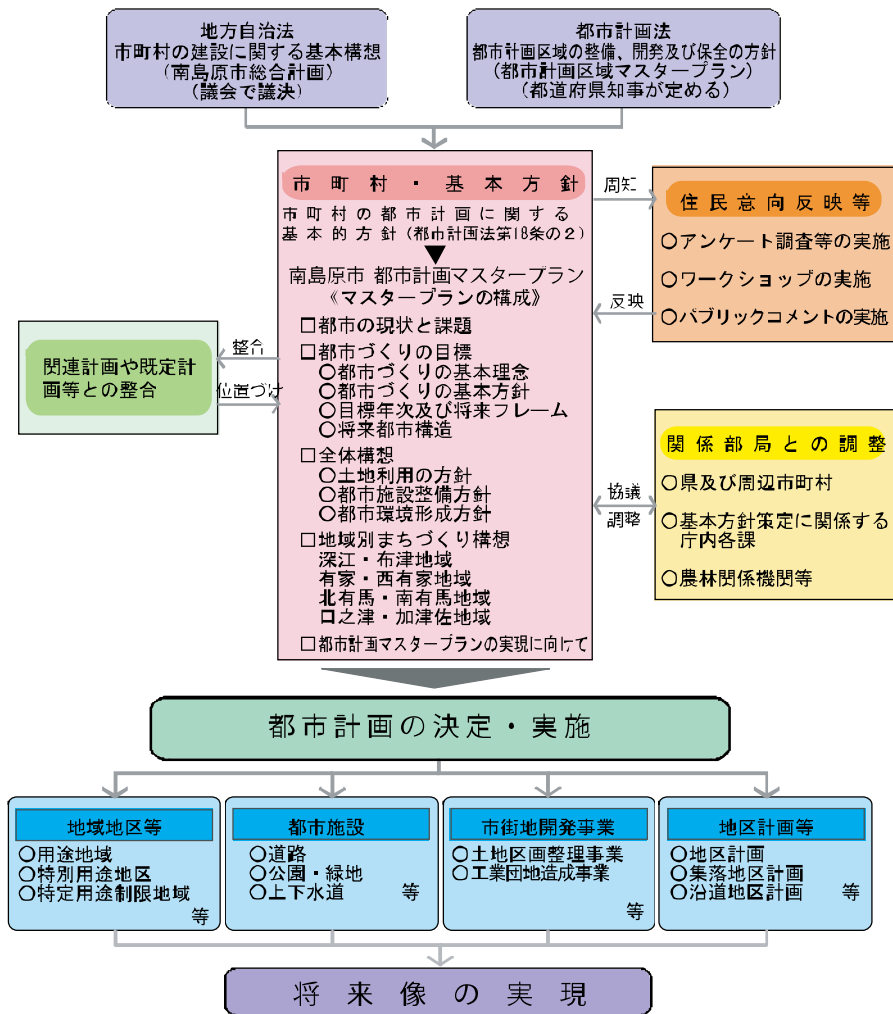
○市民のみなさんの意向を反映した計画

都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民のみなさんの意向を反映することが求められるため、市民意向を把握するための方策が必要となります。

○上位計画との整合

都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープランや、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（総合計画等）に即したものとする必要があります。

▼ 都市計画マスタープランの法的位置づけ



2. 対象範囲と目標年次

(1) 対象範囲

本市は、「西有家都市計画区域」「口之津都市計画区域」及び「加津佐都市計画区域」の3つの都市計画区域を有しており、それ以外の地域は都市計画区域外となっています。都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであることから、原則的に都市計画区域を対象範囲とされていますが、本市においては、合併後のまちの一体性や地域間の相互連携等をめざすことから、市全域を全体構想の対象範囲と設定し、本市の将来像を検討していきます。

(2) 目標年次

本マスタープランは、長期的な視野からおおよそ25年後を見据えることとし、平成49年(2037年)を目標年次として設定します。

また、総合計画等との整合を図る観点から、おおよそ10年後となる平成34年(2022年)を中間年次として設定し、内容の見直し等を行います。ただし、社会経済情勢の変化によって都市づくりの方針を変更せざるを得ない場合には、必要に応じて本マスタープランの修正を行うこととします。

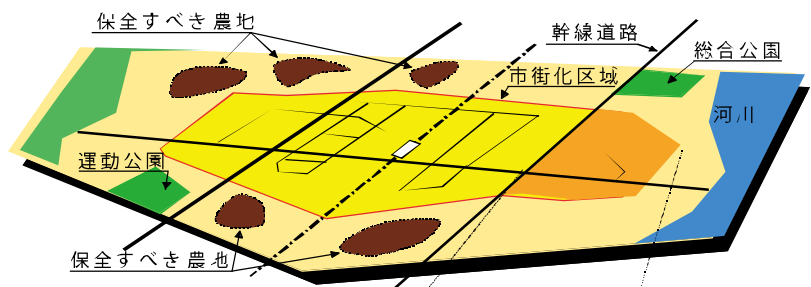
3. 構成

都市計画マスタープランは大きく分けて、「現況解析」「全体構想」「地域別構想」「実現化方策の検討」の4編で構成されます。

▼ 都市計画マスタープランの全体構想と地域別構想のイメージ

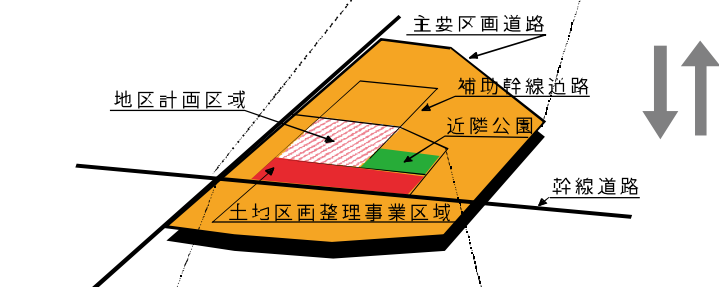
— 全体構想 —

都市構造・都市空間形成の基本的な考え方や土地利用、施設整備等の方針を作成。



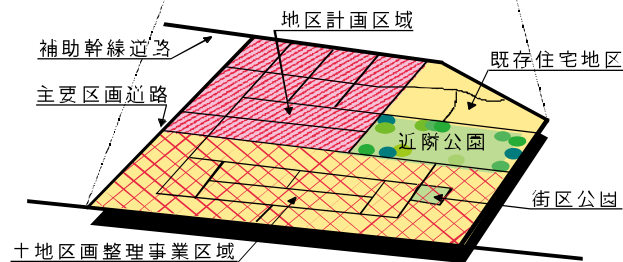
— 地域別構想 —

地域の特性に応じ、誘導すべき建築物の用途・形態、地域の課題に応じ、地域内に整備すべき諸施設、緑地空間の保全・創出、空地の確保、景観形成上配慮すべき事項等の方針の作成。

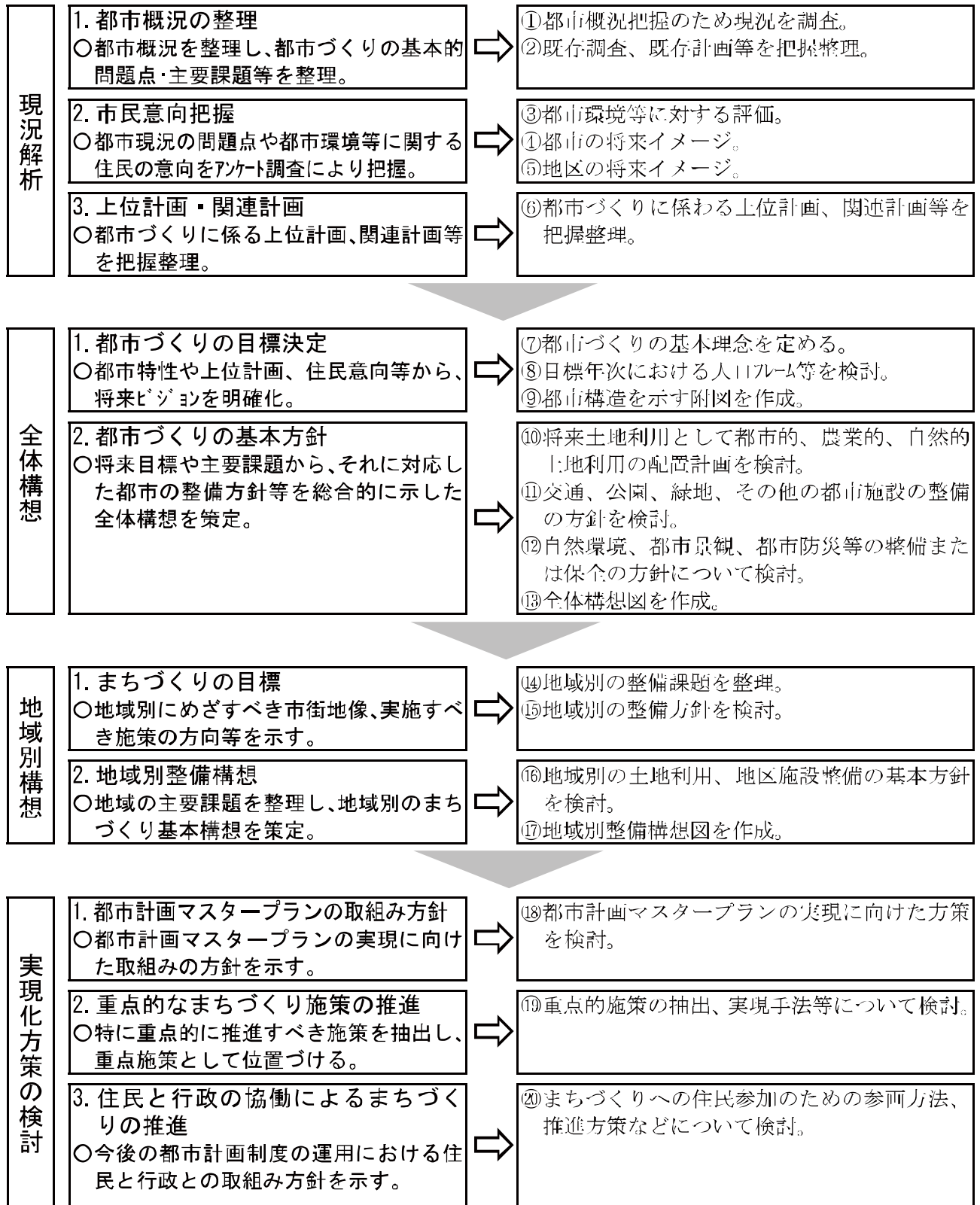


— 地区整備イメージ —

地域別構想の中で特に重要な地区、施設については、将来計画のイメージを作成する。

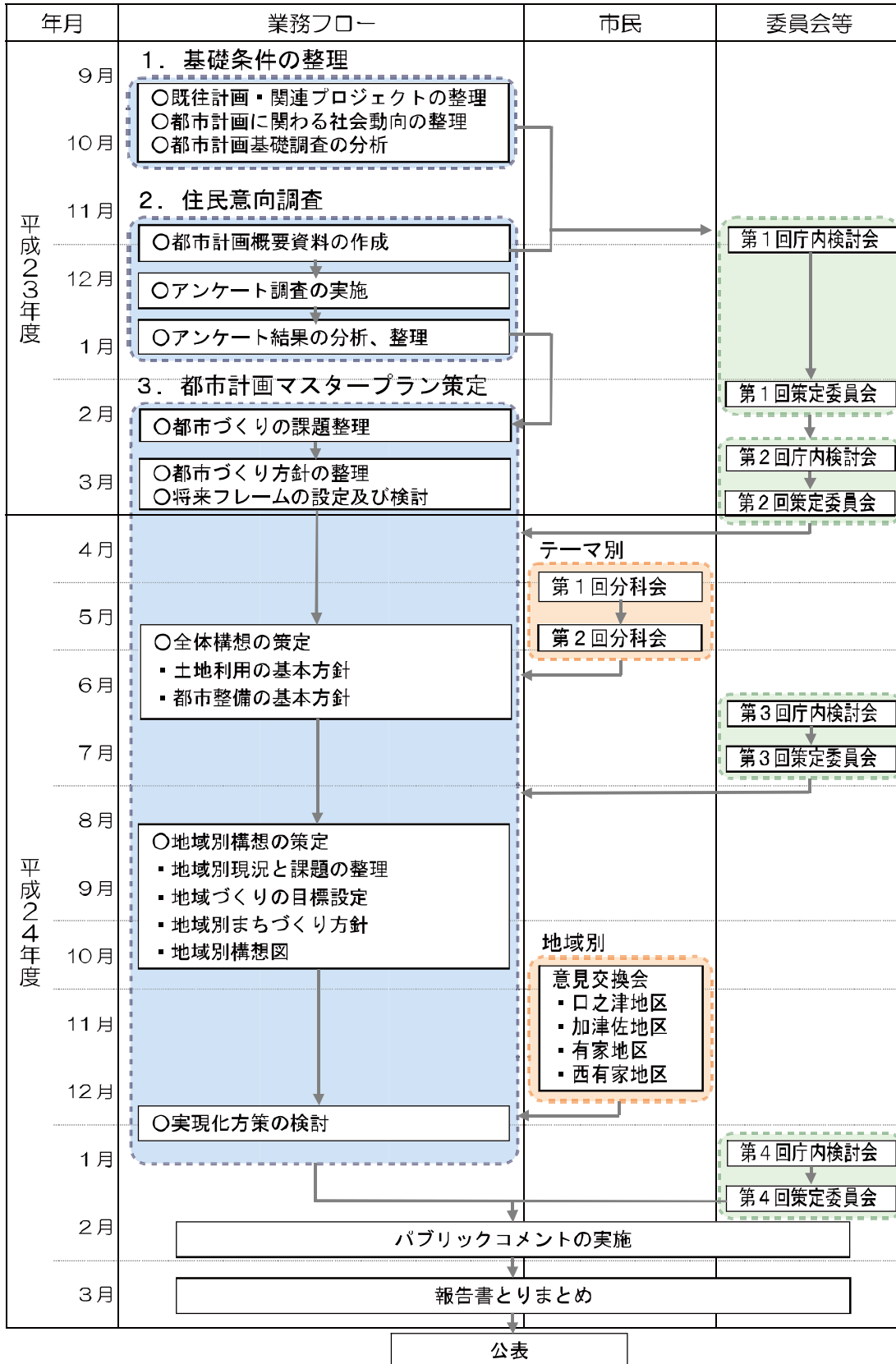


▼ 都市計画マスタープランの構成内容

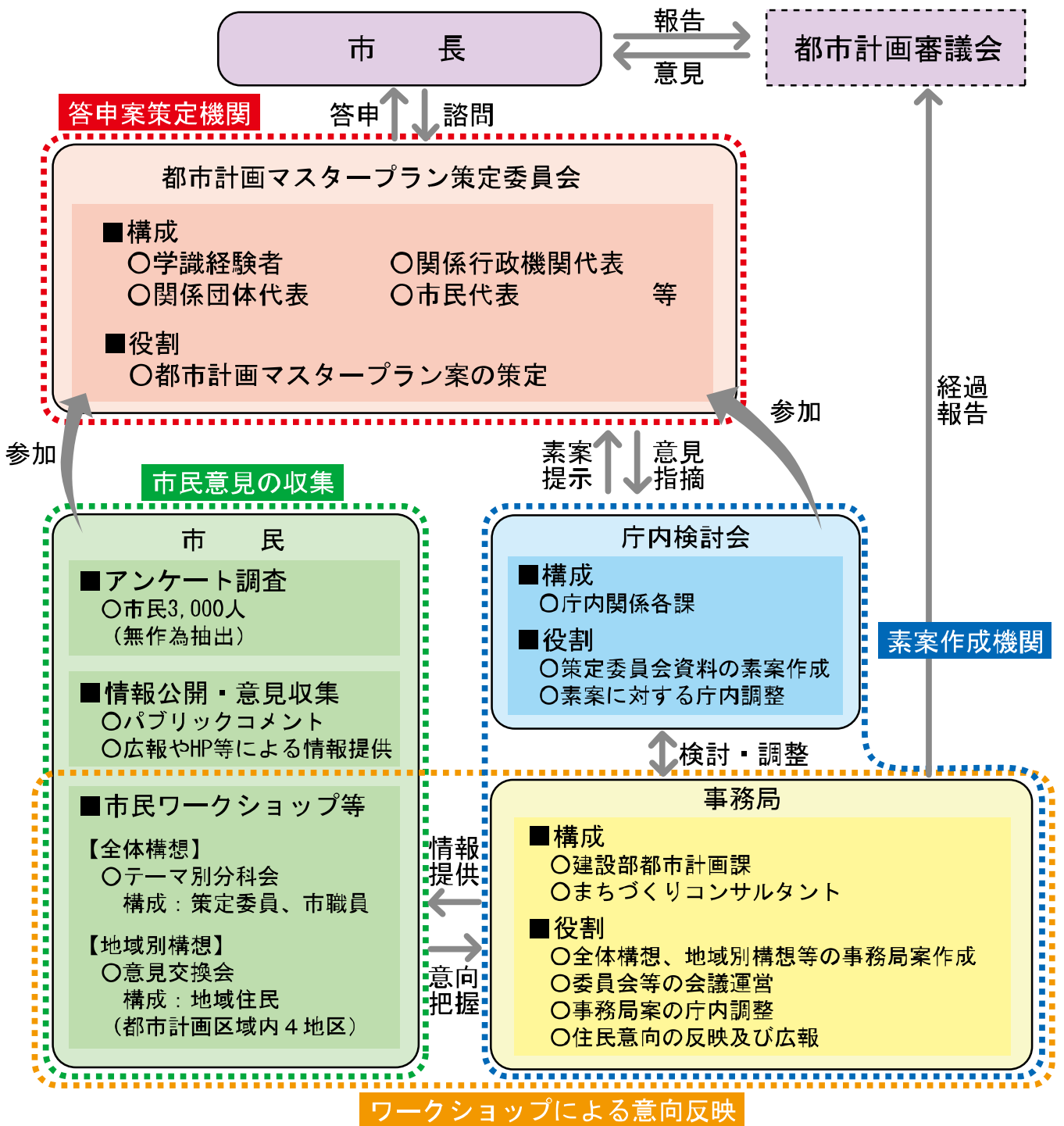


4. 策定の流れと体制

都市計画マスタープラン策定の流れ及び体制は次の図のとおりです。



▼ 策定体制



第1章 南島原市の抱える課題

1. 既往計画・関連プロジェクト等の整理

(1) 南島原市総合計画（平成20年3月策定、計画期間：平成20年度～平成29年度）

①まちづくりの基本理念

南向きに生きよう！
「みんなが主役“市民が協働のまちづくり”

②まちづくりの将来像

太陽の恵みと世界遺産のまち 南島原

- 生活重視の安心・安全のまち
- 自然・歴史・食の産地を地域ブランドに
ひとさわ輝くまち
- ずっと働ける元気な産業のまち

④まちづくりの目標と方向性

自然環境

豊かな自然を地域の財産として守り、ごみの減量化など環境にやさしい生活スタイルの確立と、環境学習などを進めます。

郷土文化

原城跡や日野江城跡の世界遺産登録へ向けた取り組みを強化し、郷土文化を内外に発信、市民の地域おこし活動を支援します。

産業経済

元気な産業創出のため、農業基盤整備や人材育成、新商品開発、販路拡大、情報発信等の支援に取り組みます。また、南島原版の体験型観光を振興します。

健康福祉

年代に応じた健康づくり支援と家庭、地域、行政、事務所が一体となった子育てや高齢者福祉、介護サービスを提供します。どんな時でも安心の医療が受けられる地域医療体制づくりを進めます。

人づくり

家庭、地域、学校が一体となり、子どもたちの学力と心を育てる教育環境を整えます。また、まちづくり人材の育成、生涯学習・生涯スポーツ振興を図ります。

安心安全

風水害や地震、噴火災害、交通事故、犯罪等から生命と財産を守るため、関係機関と地域が一体となった防災・防犯・交通安全体制づくりや基盤整備を進めます。

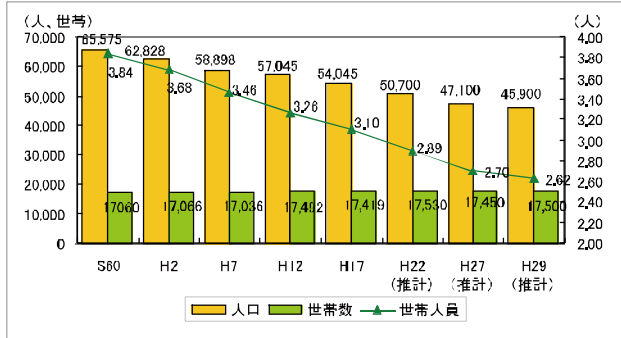
基盤整備

地域高規格道路などの道路網の整備と公共交通機関の利便性向上、情報ネットワーク基盤整備を進めます。公園・緑地・住宅整備等、快適な住環境づくりに取り組みます。

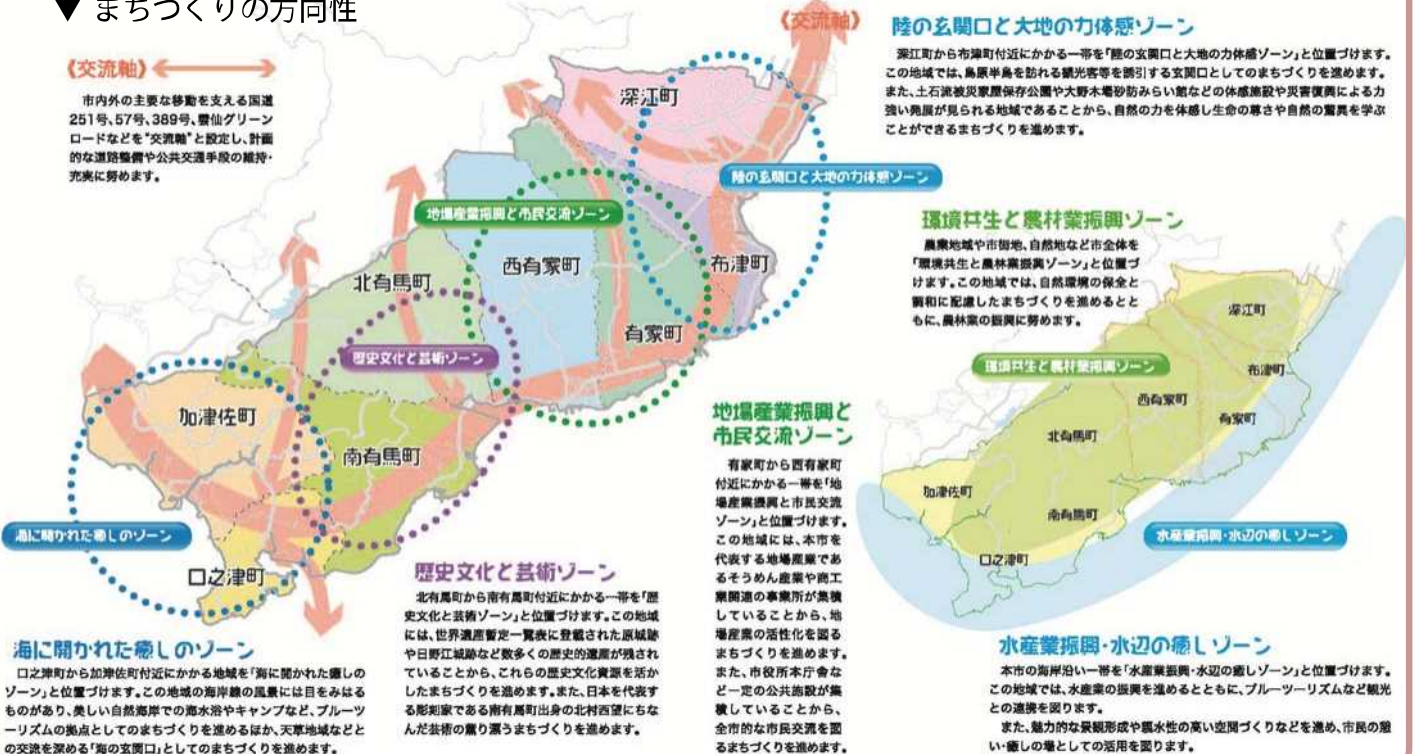
協働行政

市民の声を市政に活かすなど、市民協働のまちづくりを進める他、家庭や地域、職場での人権尊重と男女共同参画社会実現への取り組み、更なる行財政改革を進めます。

③まちづくりの基本指標



▼まちづくりの方向性



(2) 都市計画区域マスタープラン

1) 西有家都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

<都市づくりの基本理念>

西有家都市計画区域は、島原半島地域の南東部に位置し、西有家町および有家町の中心市街地にまたがる都市計画区域である。

本都市計画区域の属する島原半島地域は、豊かな自然環境や知名度の高い観光資源、県内最大の農業地帯を有する地域である。ここで、「自然環境を活かした観光・交流の賑わいと田園の中の住みよさを活かした地域づくり」を島原半島地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、全国屈指の手延べそうめんの生産地である。また、数多くのキリシタンにまつわる史跡を有しており、市街地の背後には、雲仙岳の裾野に広がる豊かな自然や広大な農地を有するという特徴をもった都市計画区域である。

基本理念

- ・ 「そうめん」をはじめとした地場産業を支え、振興を促す都市づくり
- ・ キリシタンにまつわる歴史的文化遺産を活かした、個性ある都市づくり
- ・ 区域外との連携と交流を促進し、にぎわいのある都市づくり

西有家都市計画区域



2) 口之津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

<都市づくりの基本理念>

口之津都市計画区域は、島原半島地域の南部に位置し、南の海の玄関口としての役割を担う都市計画区域である。

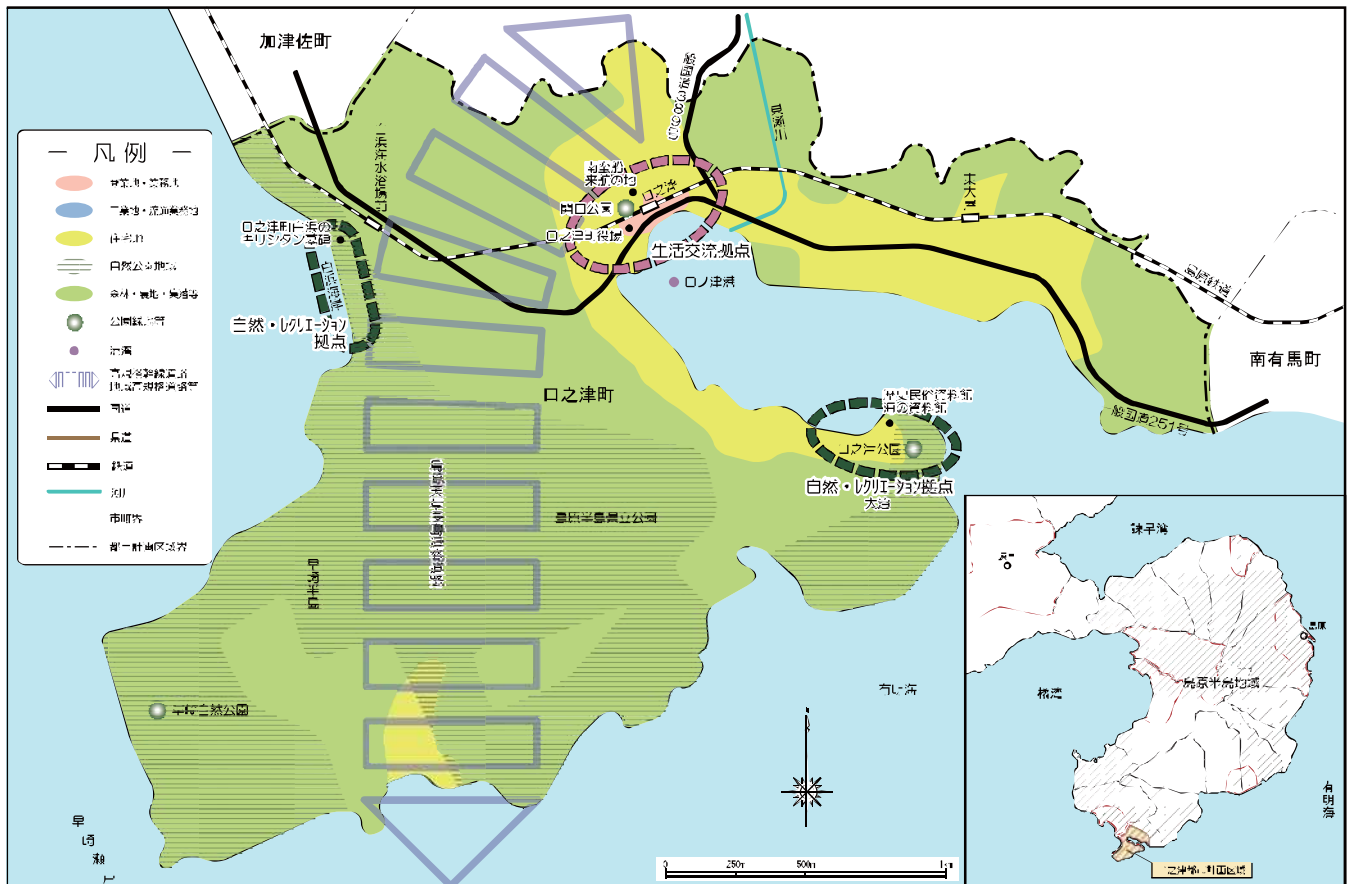
本都市計画区域の属する島原半島地域は、豊かな自然環境や知名度の高い環境資源、県内最大の農業地帯を有する地域である。ここで、「自然を活かした観光・交流の賑わいと田園の中の住みよさを活かした地域づくり」を島原半島地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、島原半島県立公園内にある美しい砂浜を有し、古くは南蛮貿易、明治に入ってから石炭輸出の基地として、港とともに栄えてきた歴史をもつ都市計画区域である。一方、市街地の中心部には、海拔ゼロメートル地帯が広がり、浸水被害が発生しやすいという一面もある。

基本理念

- ・ 南蛮貿易や石炭輸出などの歴史ある港を活かした魅力ある都市づくり
- ・ 美しい海・山と調和した、安全で住み良い都市づくり
- ・ 島原半島の南の玄関口として、多様な連携・交流を育む都市づくり

口之津都市計画区域



3) 加津佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

<都市づくりの基本理念>

加津佐都市計画区域は、島原半島地域の南部に位置し、農・漁業を基幹産業とすると都市計画区域であり、レクリエーション機能を備えた美しい海を有した都市計画区域である。

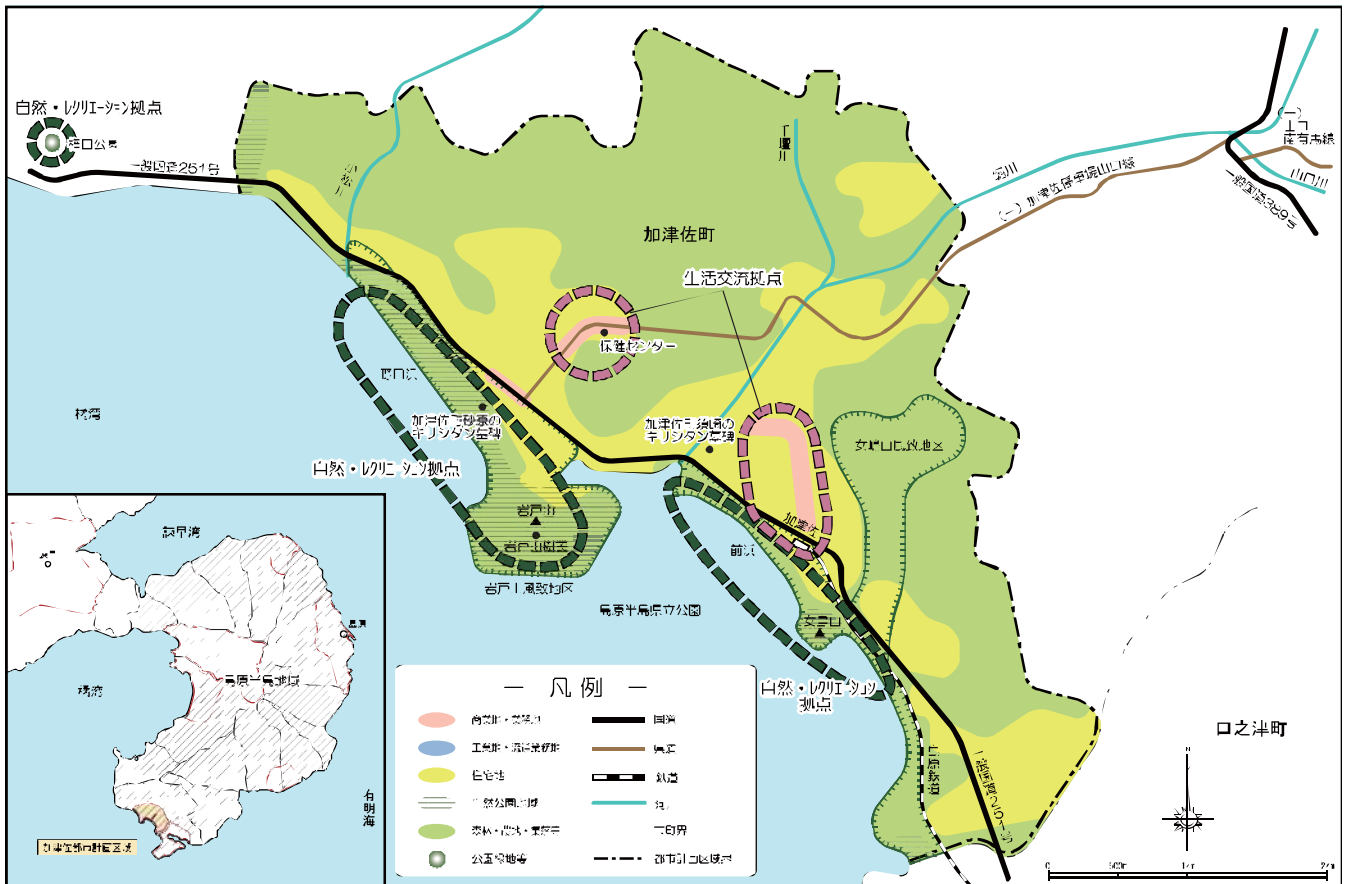
本都市計画区域の属する島原半島地域は、豊かな自然環境や知名度の高い観光資源、県内最大の農業地帯を有する地域である。ここで、「自然を活かした観光・交流の賑わいと田園の中の住みよさを活かした地域づくり」を島原半島地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、島原半島県立公園の一部である美しい砂浜や原始林を有し、キリシタン墓碑に代表される歴史的文化遺産などにも恵まれた都市計画区域である。

基本理念

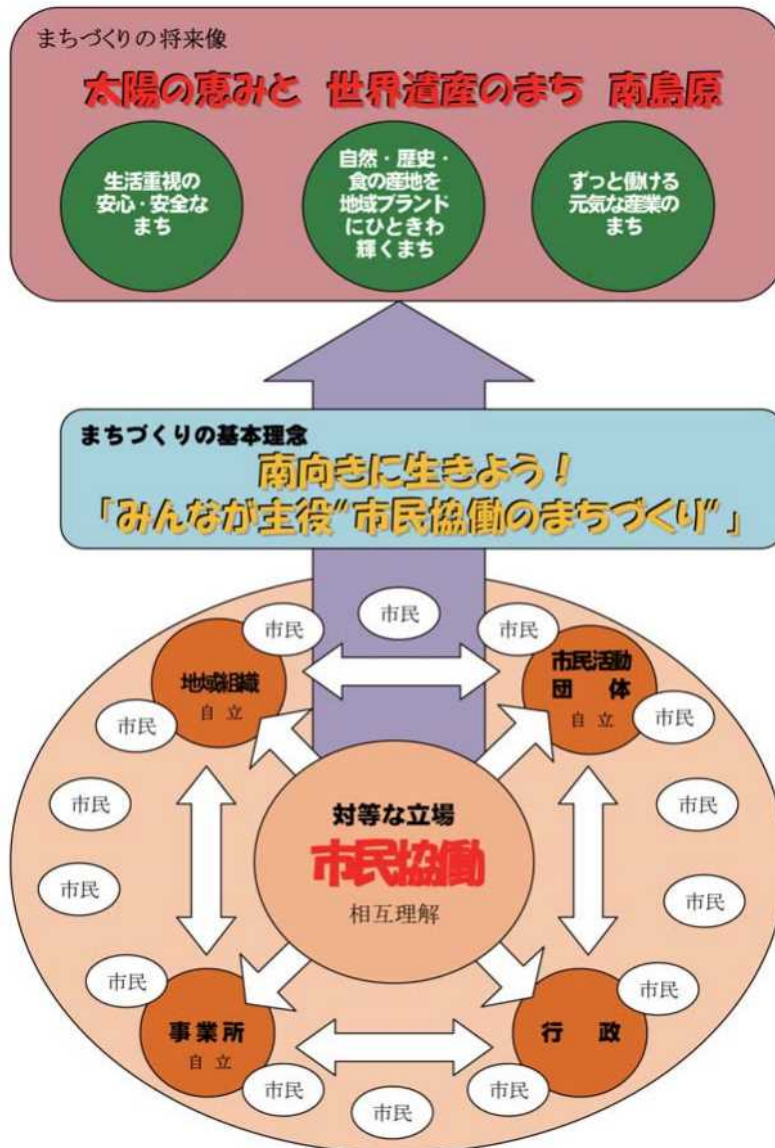
- ・ 農・漁業の資源を活かし、観光産業の活性化を促す活気のある都市づくり
- ・ 豊かな自然環境と美しい景観が調和した、快適で住みよい都市づくり
- ・ 美しい海や砂浜を保全し、海洋レジャーに活用するにぎわいのある都市づくり

加津佐都市計画区域



(3) 南島原市協働のまちづくり指針

①市民協働のまちづくりのイメージ



②協働を推進する方策

(1) 協働を進めていくうえでの情報共有化、意識改革、市民参画	①情報の共有化 ②意識改革 ③市民参画
(2) 活動が行いやすい環境づくり	(1)活動の拠点づくり
(3) 人材の育成と活動への支援	①人材育成 ②活動への支援 ③ネットワークづくり
(4) 自治会活動の活発化	①自治会によるまちづくりの活発化 ②自治会連絡協議会の検討 ③自治会未加入者の加入促進
(5) 推進体制づくり	①市民活動団体数の拡大 ②庁内推進体制の整備 ③既存事業の洗い出しと検討 ④市職員の市民活動への参加促進

(4) 南島原市農業振興基本計画（平成20年4月1日策定）

①基本方針

基本理念	ア 需要に即した農畜産物の生産の振興と食料の安定供給の確保 イ 農業の有する多面的な機能の維持、増進 ウ 農業の持続的な発展 エ 農村の振興
重点的な取組	ア 効率的かつ安定的な農業経営体の育成、確保 イ 多様な就農者の育成、確保 ウ 農業の生産性の向上の推進 エ 安全・安心で消費者から信頼される農畜産物の生産と安定供給の推進 オ 地域の特性を活かし消費者から評価される農畜産物の生産と安定供給の推進

②施策の展開方向

農畜産物の生産の振興	ア 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進 イ 主な農畜産物の取組強化 ウ 農産物輸出の取組
食料の安定供給の確保	ア 食の安全及び消費者の信頼の確保 （ア）食の安全確保 （イ）環境保全型農業の推進 （ウ）消費者の信頼の確保 イ 食育の推進 ウ 地産地消の推進
地域農業の持続的な発展	ア 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成、確保 イ 多様な人材の育成、確保 ウ 農地の有効利用の促進 エ 経営安定対策の推進 オ 経営発展に向けた多様な取組の促進 カ 農業生産の基盤の整備 キ バイオマスの利活用促進 ク 有害鳥獣被害防止対策の取組
農村の振興	ア 地域資源の保全 農地、農業用水や豊かな自然環境、景観、地域の伝統文化等の地域資源が、将来にわたって良好な状態で保全管理が確保される取組を支援します。 イ 農村集落の活性化 複数集落の機能の統合に向けた取組や、女性や高齢者等の参画を得ながらその実情に応じた「ながさき型集落営農」の組織化を推進し、農業を守る担い手を育成します。また、女性や高齢者を含めた多様な主体が有する技術や能力の発揮を促進し、農業と商工業との連携等の推進により新たな農産物加工品の開発等の取組を支援します。 ウ 都市と農村の共生、対流と多様な主体の参画の促進 女性や高齢者等の参画を促進しつつ新たな交流体験プログラムの提供等を通じたグリーン・ツーリズムの促進を図ります。また、農業団体等による都市住民との交流、定住の取組を支援します。

③実施する施策

農村の振興に関する施策

<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域等直接支払交付金事業 ○ 農山漁村活性化プロジェクト支援 ○ 農事研修施設運営事業 ○ 農業構造改善センター運営事業 ○ 環境改善センター運営事業 ○ 農林漁業者トレーニングセンター運営事業 ○ 高齢者研修センター運営事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多目的集会施設運営事業 ○ 農村婦人の家運営事業 ○ エコ・パーク運営事業 ○ 特定農地貸付事業 ○ 農村公園管理事業 ○ 農地・水・環境保全対策事業
--	--

(5) 南島原市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）

①基本理念

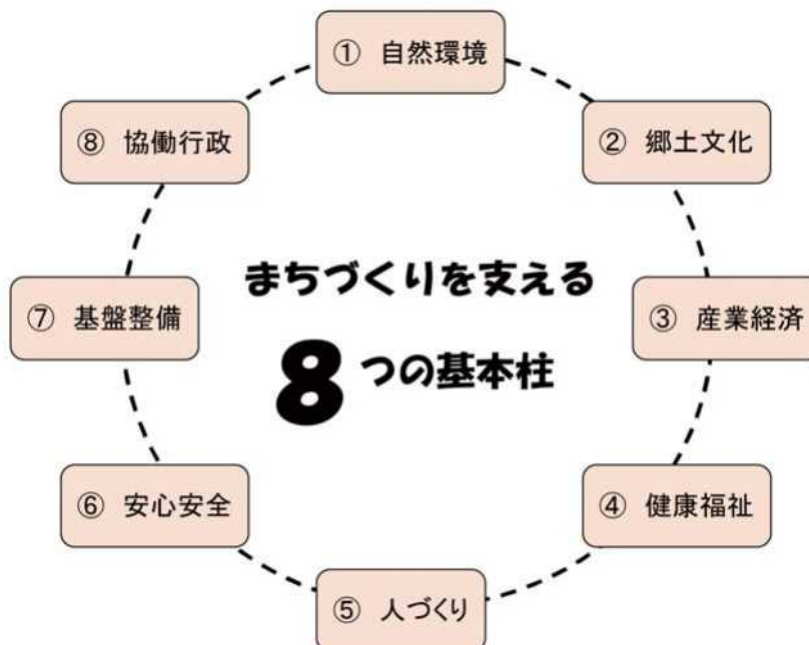
**南向きに生きよう！
「みんなが主役“市民協働のまちづくり”」**

②南島原市の将来像

- ▼ 自然環境と調和した循環型のまちづくり
- ▼ 世界的な歴史遺産をはじめ郷土文化をみんなで守り活かすまちづくり
- ▼ 農業をはじめとする地域全体の産業振興を図り、雇用機会を拡大するまちづくり
- ▼ 地域で支えあう充実した保健・医療・福祉のまちづくり
- ▼ 子育てから学校教育、生涯学習・スポーツなどが一体となった人づくりのまちづくり
- ▼ 尊い生命と貴重な財産を守る防災、防犯、交通安全のまちづくり
- ▼ 地域高規格道路をはじめとする交通体系や情報基盤など、便利で快適な市民生活を支えるまちづくり
- ▼ 市民協働を基本に、人権が尊重され男女が平等に暮らせる社会を構築し、効果的・効率的で持続可能な行財政運営を行うまちづくり

③将来像実現化のための基本方針

本市では、まちづくりの将来像を実現していくため、まちづくりの分野を8項目に分類し、それぞれ計画的に施策を推進していく。



④計画期間

計画期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6箇年間とする。

(6) 南島原市地域公共交通総合連携計画(平成21年3月)

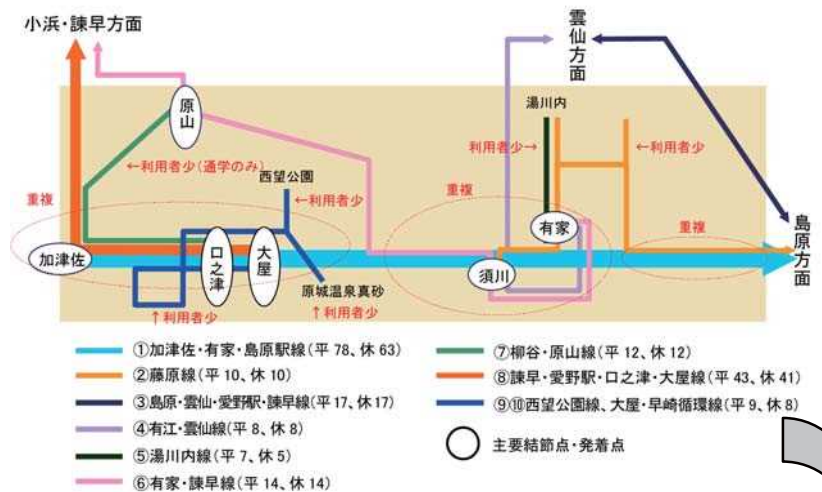
①南島原市の将来の公共交通の姿 (将来像)

**すべての人が安心して便利に利用出来る
持続可能な公共交通体系の実現**

②基本方針・目標

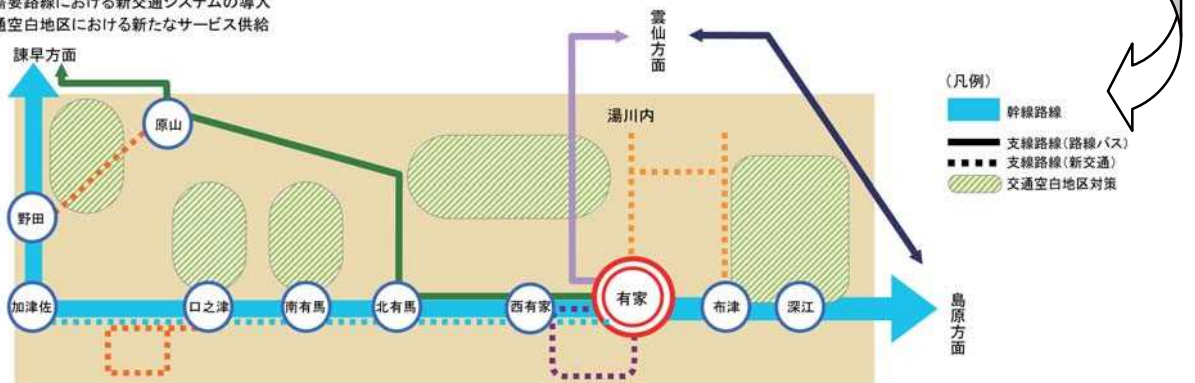
基本方針	目標
1. 既存バス路線の再編と公共交通空白地区の解消による総合交通体系の構築	1-1 効率的な路線体系の再編と需要に応じた交通手段の導入と適正なサービス供給
	1-2 乗合タクシー等の新交通システムの導入による公共交通空白の解消
2. 利用促進策の導入	2-1 通院、買物、通学等での利用促進のためのサービス提供とわかりやすいダイヤ構成
	2-2 鉄道や船舶などとの乗り継ぎ利便性の向上
	2-3 観光施策等まちづくりと連携した利用促進策の導入
3. 交通環境の改善と情報発信の強化	3-1 バス停整備や車輛等のバリアフリー化による安全な交通環境づくり
	3-2 ターミナル機能等の強化
	3-3 わかりやすい路線図・時刻表等の情報発信強化

③将来の交通体系



▼将来構造図

- 重複路線の解消による効率的な路線体系の確立
- 低需要路線における新交通システムの導入
- 交通空白地区における新たなサービス供給

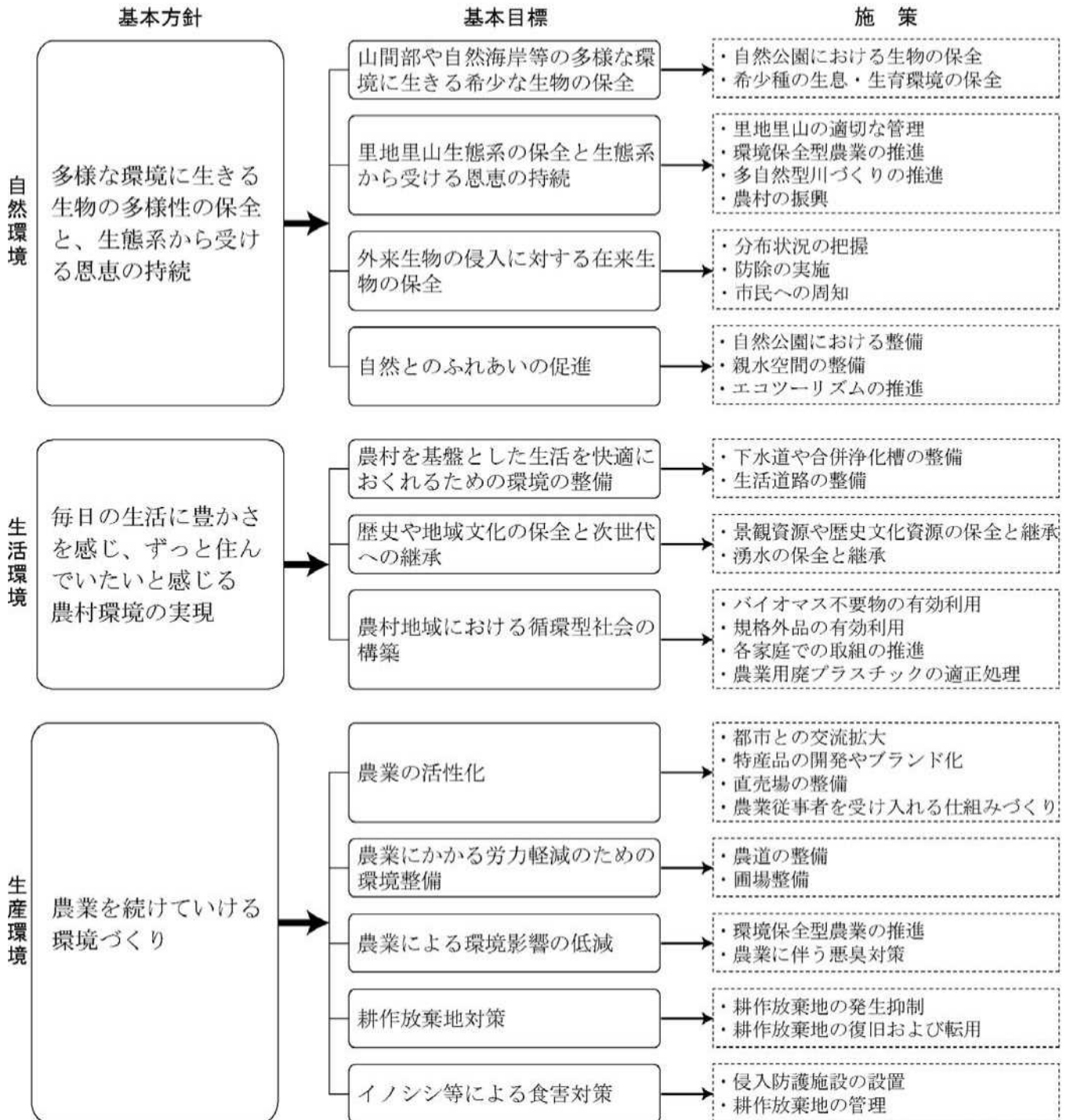


(7) 農村環境計画 (平成23年3月)

① 農村環境の将来像・基本方針・基本目標・施策

将来像

豊かな自然と深い歴史に恵まれ、快適な生活と実り多い農業を続けていけるまち・南島原市

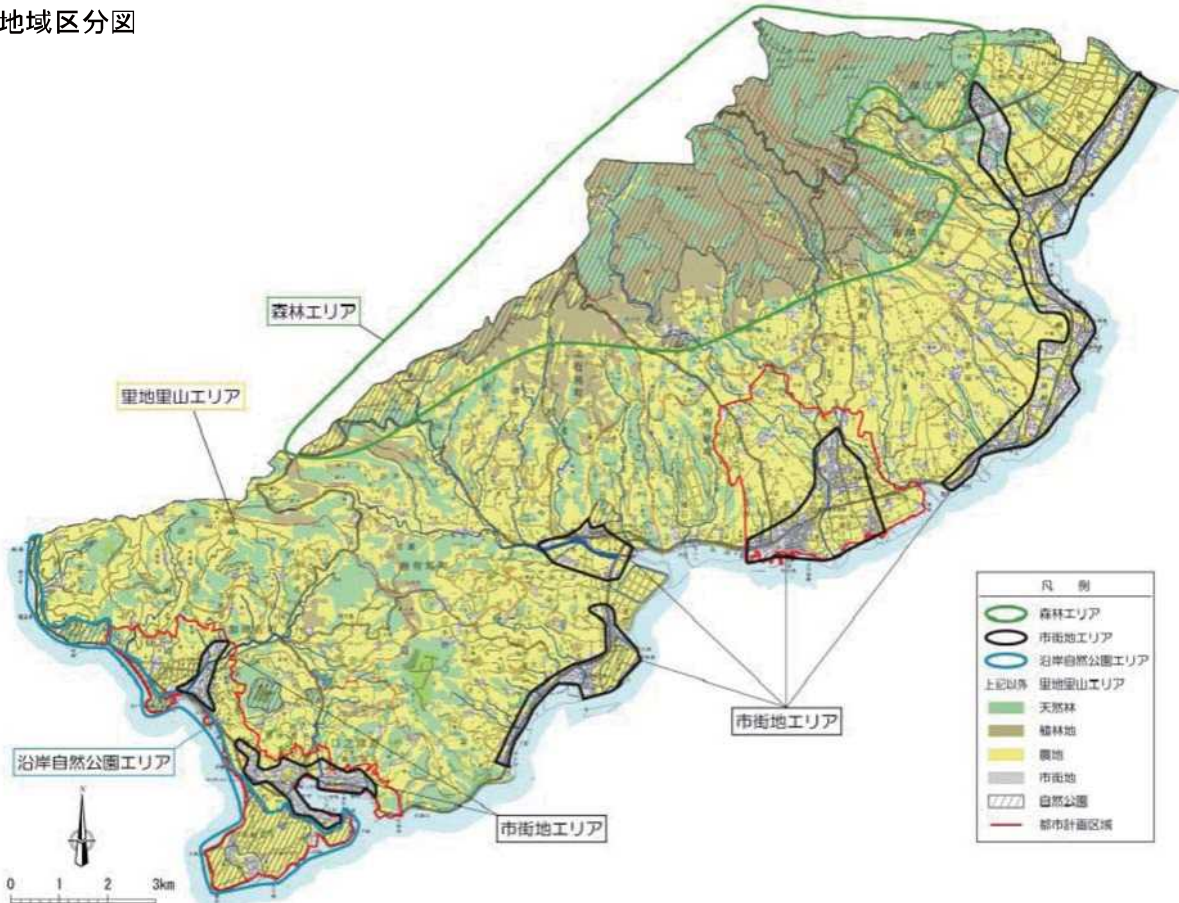


②農業農村整備事業における整備計画

▼地域別整備計画

エリア名	地域特性	整備コンセプト	施策
森林エリア (水と緑のふれ合いエリア)	<ul style="list-style-type: none"> 本市北部の深江・布津・有家・西有家・北有馬に位置する雲仙山麓の標高の高い地域で、大部分が雲仙天草国立公園に該当する。 天然林とスギ・ヒノキ植林地を主とする森林地帯であり、ミヤマキリシマ群落等の高山植生や、希少な動植物がみられる。 有家川・有馬川水系の源流があり、中下流域に水を供給している。護岸工事等の人為的な影響は少なく、サワガニ等の清流に住む生物がみられる。戸の隅の滝や鮎帰りの滝といった自然景観資源に恵まれる。 論所原、仁田峠等の眺望の良い所や、原山支石墓群等の文化財・史跡、湧水地点がある。 深江町には、普賢岳の噴火の状況を示す施設が多い。 農地が少ないため、農業農村整備事業は、ほとんど行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然度の高い地域では人為的影響をできるだけ抑え、植林地では適切な施業を行い、生態系の保全を図る。 周囲に森林が隣接する棚田や溪流等においては、多様な生物の生息・生育環境の保全を図る。 人々がこの地域を訪れ、豊かな自然とふれあえるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 雲仙天草国立公園の管理計画に基づく管理 人為的影響を抑えることによる希少種の保全 森林の間伐や育成等の施業 エコツーリズムの推進 湧水の保全と継承
里地里山エリア (自然と農のふれ合いエリア)	<ul style="list-style-type: none"> 森林エリアと市街地エリアの中間に位置する農業地帯であり、農地・森林・集落がモザイク状に混在する。 水田や用水路等では、メダカ、ホタル、モクズガニ等の里地里山の特徴的な生物がみられる。 河川沿いに農地が広がり、河川水は農業用水として利用される。一方で、農業排水に含まれる栄養塩等による水質への影響がある。 石橋、棚田等の農業景観や、セミナリヨ・コレジヨ・キリシタン墓群等の文化財・史跡、湧水地点がある。 農地では、イノシシによる被害が深刻となっている。 区画整理、農道整備等の農業農村整備事業が多く行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮しながら、農業の振興を図り、従来の里地里山生態系を維持するとともに、人々が物質面・精神面とも豊かな生活をおくれるようにする。 本市の丘陵地を中心とした広大な農業地域であり、生産性の確保と自然環境の保全の両立を図るため、生産基盤整備においては環境配慮を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 人為的な管理による里地里山生態系の保全 多自然型川づくりの推進 下水道や合併浄化槽の整備 生活道路の整備 農業景観やキリシタン関連史跡等の保全と継承 湧水の保全と継承 バイオマス、規格外食品の有効利用 各家庭での3Rの取組推進 農業用廃プラスチックの適正処理 都市との交流拡大 特産品の開発やブランド化 直売場の整備 農業従事者を受け入れる仕組みづくり 環境保全型農業の推進 圃場、農道等の農業基盤整備 農業に伴う悪臭対策 耕作放棄地の発生抑制、復旧、転用 イノシシ等による食害対策
市街地エリア (市民と農の共生エリア)	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域に面した平地部で、有家・西有家・口之津・加津佐の都市計画区域を含み、市街地と農地が混在している。 各河川の下流に該当し、海域とつながる。防災のための護岸や、生活排水等、人為的な圧力を受けているが、現在もカワセミ、メダカ、ウナギ、ホタル等の生物がみられる。 加津佐では、堀川河口や津吹湖の水質悪化の問題がある。 羅漢橋(有家)、原城等の城跡、キリシタン墓群等の景観・歴史文化資源がある。 農業農村整備事業は、ほとんど行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 人々が便利で快適な生活を送れるとともに、里地里山環境と共存することにより、豊かな生態系を持つ都市の実現を図る。 平坦な農地が多いため高生産性の農地を確保するとともに、耕作放棄地は市民農園や景観作物地として活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 親水空間の整備 多自然型川づくりの推進 下水道や合併浄化槽の整備 生活道路の整備 景観資源や歴史文化資源の保全と継承 耕作放棄地の発生抑制、復旧、転用
沿岸自然公園エリア (海と農の共生エリア)	<ul style="list-style-type: none"> 市西側の加津佐町、口之津町の沿岸地域で、大部分が島原半島県立公園に指定されており、森林と農地が混在している。 加津佐町の砂浜にゴミがみられる。 両子岩、野田浜、早崎瀬戸の満潮等の海岸景観や、岩戸山、穴観音、イルカウォッチング等の観光資源がある。 農業農村整備事業は、ほとんど行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸域の自然度の高い生態系を保全するとともに、人々が豊かな自然と美しい海岸景観にふれ合えるようにする。 海岸沿いの地形を活かし、適地適作ができる生産基盤の整備の際には環境配慮を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 島原半島県立公園の整備 人為的影響を抑えることによる希少種の保全 エコツーリズムの推進 海岸景観や観光資源の保全と継承

▼地域区分図



(8) 地域防災計画（平成19年3月）

災害予防計画の中から「防災まちづくり計画」「地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画を抜粋して以下に整理しています。

①防災まちづくり計画

1 耐震性の確保	(1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。 (2) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。 (3) 主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。
2 市土保全事業の充実	地震に強い市土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。
3 地震に強いまちづくり	(1) 市は、県の地震防災緊急事業五箇年計画に沿って市計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。(第3節参照) (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能する十分な幅員を確保する。 (3) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るための整備を図る。 (4) 道路、公園等施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を整備する。 (5) 避難地、避難路、延焼遮断帯等の防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。 (6) 飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。
4 避難地・避難路の確保・整備	災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、公園等の広域避難地、一次避難地を体系的かつ計画的に配置・整備するものとする。 また、あわせて避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進する。
5 防災拠点の確保・整備	防災拠点となる公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。

②地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

計画対象事業
① 避難地
② 避難路
③ 消防用施設
④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設
⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
⑦ 公的医療機関等の病院のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
⑧ 社会福祉施設のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
⑨ 公立の小・中学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
⑩ 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
⑪ 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの
⑫ 津波により被害を防止し避難を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設
⑬ 防砂設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
⑭ 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
⑮ 防災行政無線設備その他の施設又は整備
⑯ 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備
⑰ 非常用食料、救出用資機材等の物資の備蓄倉庫
⑱ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

(9) 南島原市景観計画

①景観計画の区域

南島原市全域を景観計画区域とする。

②景観まちづくりのテーマ

郷土の自然・歴史を宝に、住む人・訪れる人が輝く景観まちづくり

③景観まちづくりの目標と景観形成方針

目標①：雄大な自然景観・農地景観の保全・活用による景観まちづくり	
<p>本市の景観の第一の特徴は、雲仙岳への雄大な眺望、雲仙岳裾野に広がる広大な畑作地帯、山間に拓かれた段畑や棚田の風景、南部エリアを中心とした変化に富んだ海岸線、世界ジオパークに認定された島原半島ジオパークの地形・地質遺産など、良好な自然景観や農地景観である。</p> <p>本市を代表する景観として、豊かな自然景観や、山並みや島原湾への眺望と調和した良好な農地景観の保全・活用による景観まちづくりを推進する。</p>	<p>【景観形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲仙岳や海への眺望景観の保全 ・貴重な森林資源の維持・保全・活用 ・雲仙岳の裾野に広がる畑作地帯、海に向かって広がる畑地、山あい拓かれた段畑や棚田など、特徴的な田園景観の保全・継承 ・龍石海岸などの学術的にも貴重な地形・地質遺産の保全と活用 ・変化に富んだ海岸景観の保全と活用 ・山あいを流れる美しい川や滝・石橋群などの豊かな水辺景観の保全と活用
目標②：本市の歴史的資源を広くアピールする景観まちづくり	
<p>本市を代表する歴史的資源である原城跡及び日野江城跡をはじめとして、本市の各所に分布する多様な歴史的資源を顕在化する取り組みを進めることにより、地域住民や来訪者が本市の歴史を景観的に体験できるよう、本市の歴史的資源を広くアピールする景観まちづくりを推進する。</p>	<p>【景観形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原城跡や日野江城跡周辺などにおける先導的・戦略的な景観形成 ・吉利支丹墓碑やその他の遺跡など、地域に埋もれてしまいがちな歴史資源を景観的に体験できる方策の推進 ・市民が誇れる身近な歴史的景観資源の掘り起こしと活用
目標③：市民の暮らしを豊かにする景観まちづくり	
<p>市民にとって、日常の暮らしの場が常に心地よい空間であることが、定住促進の観点からも重要であり、市民一人一人が景観の維持・向上に対する意識を持ち、景観づくりのルールへの参加を促進し、市民の暮らしを豊かにする景観まちづくりを推進する。</p>	<p>【景観形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地周りの緑化推進等による潤いのある住宅地景観の形成 ・店舗の看板や正面の外観の統一等による良好な商店街景観の形成 ・道路、河川、公園などにおける市民の清掃活動等に対する支援による景観形成への身近な活動の推進
目標④：交流と賑わいを演出する景観まちづくり	
<p>旧町の中心部や港など、市民や来訪者が集まる拠点周辺において、市民や来訪者が親しみ、集い、賑わいが生まれる景観まちづくりを推進する。</p>	<p>【景観形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通拠点等における市の玄関口に相応しい賑わいのある景観形成 ・自然と海と人が調和した港町らしい景観形成
目標⑤：景観資源を繋ぎ来訪者が快適に回遊できる景観まちづくり	
<p>来訪者からの主要ルートとなる国道 251号やグリーンロードなどの幹線道路沿道において、良好な沿道景観の形成誘導を図り、観光ルートとしての魅力向上を図ることにより、来訪者が快適に回遊できる景観まちづくりを推進する。</p>	<p>【景観形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道における良好な沿道景観の保全・形成と誘導 ・幹線道路等における街路樹の整備や無電柱化・ガードレールの美化等、良質な道路空間の形成 ・主要観光ルート上における眺望・展望箇所等の充実

④重点地区

景観計画では、重点的に景観形成施策を推進する必要がある地区を「重点地区」として指定し、景観誘導を行うためのルールを定めることとなるが、本市では以下の地区を重点地区として、細かな景観形成方針や基準を設定することにより、重点的に景観形成施策を推進していくものとする。

■重点地区（北有馬・南有馬地域）



2. 南島原市の課題の整理

(1) 社会・経済情勢における潮流

1) 社会・経済的需要

①人口減少・超高齢社会の到来

- ・増加の一途をたどってきた日本の総人口は、平成17年から減少に転じ、近年はほぼ横ばいで推移していますが、少子化傾向から今後も人口減少の傾向は続くものと見込まれています。
- ・減り続ける年少人口・生産年齢人口に対し、老年人口は一貫して増加しており、人口減少・超高齢社会を見据えた都市整備のあり方が求められています。

②環境負荷の軽減に向けた意識の高まり

- ・地球規模の環境変化によって局所的な豪雨等の異常気象が発生しており、国民の環境問題に対する関心も高まっていることから、緑地等の自然環境の保全と併せ、地球温暖化防止に向けた積極的な取組みが求められています。
- ・地球環境問題への取組みの中で、二酸化炭素の削減は大きな課題であることから、自動車からのCO2排出量を削減するため、現在の自動車依存の高い交通環境を見直し、低炭素型社会への転換にむけた都市づくりが必要とされています。

③経済のグローバル化と都市間競争

- ・産業構造の転換、情報化社会の進展等を背景とした経済のグローバル化により、企業の立地や優秀な人材の活躍の場等の選択において、国内外を問わず選択される都市間競争の時代となっており、それぞれの都市が有する特性や資源、魅力を活かした都市づくりが必要とされています。

④財政縮小と地方分権社会への対応

- ・人口減少や高齢化の進行は、労働力の減少による都市の生産活動を低下させ、新しい投資余力の低下に大きな影響を与える一方、既存の社会資本の維持コストは確実に増加し、財政的制約はますます厳しくなるものと考えられます。
- ・地方分権社会を向かえ、市町村が主体的に政策を決定することが可能となりつつありますが、自己責任による自律的な都市経営を行うことが求められています。

2) 都市政策上の視点

①効率的なまちづくりの実現と拠点間ネットワークの連携強化

- ・人口減少・超高齢社会への対応や環境負荷を軽減する効率的な市街地の形成
- ・都市構造を構築するための拠点間ネットワークの強化
- ・地域特性に応じた拠点の魅力づくりと機能集積

②防災対策や福祉の充実による安全・安心な都市の形成

- ・防災対策や防災まちづくりへの積極的な取組み
- ・超高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの推進

③地域資源を活かした個性的で魅力あるまちの創出

- ・歴史や文化などの地域資源を活かした特色あるまちづくりの推進
- ・良好なまちなみ景観の保全や形成による魅力あるまちの創出

④地域住民のまちづくり参加と公民協働の取組みの推進

- ・地域の魅力づくりや効率的な市街地形成を進めるためのまちづくりへの市民参画
- ・防災・防犯等に対応したまちづくりや都市施設等の管理運営などへの市民参加

(2) 市民意向における課題

①住環境の満足度

- 全体的な暮らしやすさは満足方向にあるが、「賑やかさ」と「快適さ」の項目における不満が多い。特に、「働き場所の多さ」は突出して不満度が高い。
- 「病院や保育所などの福祉・保健・医療施設の利用しやすさ」や「図書館や公民館などの文化施設の利用しやすさ」の公共施設の利便性に関しては満足度が高い。
- 一方、余暇を楽しめる公園・レクリエーション施設などへの不満や公共交通の利便性、歩道の歩きやすさなどにおいて不満度が高くなっている。

②今後のまちづくりにおいて特に大事だと考えられる項目

- 働き場所の確保、防災対策、福祉・保健・医療の充実、公共交通機関の利便性の順で上位。地域別での違いでは、有家町・西有家町で福祉・保健・医療の充実が防災対策を上回った。

③まちづくりの問題点

- 重要な課題としては、1位「日常生活に使用する道路が狭い」3位「幹線道路等の整備が不十分」4位「公共交通が不便」など交通関連の項目が上位。
- 「防災への備えが不十分」が2位。
- “住環境の満足度”で「福祉・保健・医療施設の利用しやすさ」は満足となったが、「医療施設が身近に少ない」が5位。
- 地域別の1位は、深江町・布津町で「災害への備えが不十分」、有家町・西有家町と北有馬町・南有馬町で「日常的に使用する道路が狭い」、口之津町・加津佐町で「買い物ができる店が少ない」。

④まちの将来イメージ

- “保健・医療・福祉の充実したまち” “防災面で安心感のあるまち” “産業活動が活発なまち”が上位。

⑤力を注ぐべき分野

- “企業誘致による産業振興”と“医療施設、医療体制の充実”が上位。

⑥住環境への要望

- 住環境への要望としては、“道路やバス路線の充実による交通が便利な環境”を求める意見が多く、次いで“地域コミュニティの強化による安心できる環境づくり”が上位。地域別でも上位2つは同じ。

⑦交通関連の設問について

- 道路整備に関しては、歩道の整備や身近な生活道路の整備、広域都市間を結ぶ幹線道路の整備が上位。
- 交通環境の改善では、長崎市や諫早市、島原市などを結ぶ都市間バスの充実が突出しており、海上航路に対する意識は低い。

⑧土地利用や都市施設などについて

- 緑地の保全・整備では、「山や樹林地、河川沿いの緑を保全する」、「公園や街路樹を整備・改良し、緑を増やす」が多い。
- 公園・緑地に関する要望では、子ども達や近所の人達同士で使える身近な公園を求める意見が多い。
- 災害に強いまちにするため優先することでは、ライフラインの強化・充実、市民の防災意識の向上が多い。
- 美しい景観づくりのために必要なことは、「自然環境や田園景観の保全」「道路空間での街路樹の整備や電線の地中化」が大半を占める。

⑨その他

- 島原半島の魅力を高めるため重要視することは、“食料品のブランド化” “保養・宿泊機能の充実” “交通アクセスの強化” など観光面の意見が同列で上位。
- 公共施設の維持では、地域住民レベルでの維持・管理が最も多い一方、公共の管理を求める意見も多い。
- まちづくりへの参加意識では、自分の住んでいる周辺や地区でのまちづくりに参加する意見が多い。

(3) 都市の現況と課題の整理

1) 拠点形成に関する課題

《都市の特性と問題点》

- ・市内には旧町時代の各公共施設が点在している。
- ・合併によるメリットを活かすためには、施設の維持管理の効率化を図る必要があるが、公共施設の集約化を行うことは、拠点の交流人口が増え、民間施設を含む拠点内の都市機能が向上し、結果として市民サービスの質の向上に繋がる。ただし、施設までの交通手段を充実させることが、市民サービスの格差是正の点で必要不可欠である。
- ・若者の流出を抑制し、市民の働き場所を確保する必要がある。



《都市づくりの課題》

①拠点の位置づけと役割分担

- ・地域特性に応じた拠点の位置づけ
- ・拠点間での役割分担による施設配置の効率化
- ・企業活動しやすい環境を整えるための産業拠点の形成

②拠点間の相互連携による効率的な都市づくり

- ・拠点間の連携強化によるムダの削減
- ・施設集約による拠点内の相乗効果

2) 交通体系に関する課題

《都市の特性と問題点》

- ・広域交通のネットワークが脆弱であるため、産業活動の活性化や観光客の増加が進まず、市民の生活ニーズへの対応も図れていない。
- ・災害時の孤立化を防ぐためには、災害に強い幹線道路網を構築する必要がある。また、陸内交通だけでなく、海路や空路等の避難経路も確保する必要がある。
- ・身近な生活道路の整備や歩道整備に対する市民意向が強いため、安全安心な交通環境の整備を進める必要がある。
- ・他都市との連携強化と市民サービスの地域格差を是正するため、バス交通等の充実を図る必要がある。



《都市づくりの課題》

③産業を活性化させ広域避難経路となる広域道路網の構築

- ・高速道路へのアクセス性を高めるための地域高規格道路の整備
- ・他都市とを結ぶ幹線道路の防災性の向上
- ・国道251号の交通渋滞の緩和
- ・災害・緊急時に活用できるヘリポートや航路の充実

④生活に身近な交通環境の充実

- ・狭隘道路の拡幅や歩道環境の整備による安全安心な交通環境の充実
- ・他都市とを結ぶバス路線の充実
- ・コミュニティバスなどの活用による市内各地の公共交通の確保

3) 土地利用に関する課題

《都市の特性と問題点》

- ・市全域における法規制の考え方が構築されておらず、地域特性に応じた法制度の活用による土地利用の規制誘導が必要である。
- ・産業活動しやすい市街地環境を整えるための土地利用誘導が必要である。
- ・自然環境や田園風景などの本市の財産となる地域の積極的な保全が必要である。



《都市づくりの課題》

⑤ 地域特性に応じた土地利用の規制と誘導

- ・都市計画区域や景観計画区域の再編
- ・拠点形成や保全すべき場所での適正な土地利用の規制・誘導

⑥ 働き場所を確保するための産業活動しやすい環境の整備

- ・企業が産業活動しやすい環境とするための土地利用の誘導

4) 都市・自然環境に関する課題

《都市の特性と問題点》

- ・公園に関しては、子ども達や近所の人達同士で使える生活に身近な公園を求める市民意見が多い。
- ・災害に強く、住環境の向上を図るためのライフラインの整備が必要である。
- ・南島原市に相応しい市街地景観となっていない。
- ・史跡や観光地の保全に向けたより一層の取り組みが必要である。



《都市づくりの課題》

⑦ 生活ニーズに対応した都市施設の整備

- ・生活に身近な公園やポケットパークの充実
- ・給排水施設や通信設備などのライフラインの充実と防災性の向上
- ・既存の大規模公園の機能充実

⑧ 南島原市に相応しい景観形成への取り組み

- ・市街地景観や道路景観などに対するルールづくり
- ・史跡や観光資源の整備、保全への取り組み

第2章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの基本理念

(1) 都市の将来像

総合計画では、まちづくりの将来像を“太陽の恵みと世界遺産のまち 南島原”として、居住性や産業・観光面を強調した目標設定を行っています。

本市では、史跡等の貴重な財産を未来に伝え残していくため、世界遺産の登録に向けた取り組みを進めています。これらの自然や歴史に育まれた文化は、これからの南島原のまちづくりに深い関わりを持つため、「自然と歴史に育まれた文化を継承して活かし」という言葉で表現しました。

また、総合計画に記載のある“ひときわ輝く”を取り入れ、他都市にない独自のものという意味で表現しました。

以上の考えを踏まえ、都市の将来像を以下のように設定しています。

総合計画

《まちづくりの基本理念》

南向きに生きよう！
みんなが主役“市民が協働のまちづくり”

《まちづくりの将来像》

太陽の恵みと世界遺産のまち 南島原
○生活重視の安心・安全のまち
○自然・歴史・食の産地を地域ブランドに
ひときわ輝くまち
○ずっと働ける元気な産業のまち

**自然と歴史に育まれた文化を継承して活かし
ひときわ輝く魅力あふれるまちづくり
～南島原らしさと地場産品で彩る心やすらぐまちづくりに向けて～**

(2) 基本理念

都市の将来像を実現するため都市づくりの考え方として、以下の3つの基本理念を踏まえたまちづくりを推進する。

①自然と歴史に育まれた文化を守り継承するまちづくり

自然環境や田園風景、歴史に育まれた地域資源などについて、市民が大事に思い、守り続けることができるまちづくりを進めます。

②南島原らしさを活かした心やすらぐまちづくり

南島原の地場産品を活かした新たな産業の発展を目指つつ、南島原らしさを活かした心やすらぐまちづくりを進めます。

③市民と行政が共に創るまちづくり

地域の特性を熟知している住民と行政が、お互いの主体性や特性を尊重しながら、地域の個性と魅力を最大限に活かすことができる市民参加型のまちづくりを進めます。

2. 目標年次及び将来フレームの設定

(1) 目標年次

本マスタープランは、島原の乱後400年となる平成49年（2037年）を目標年次として見据え、約四半世紀（25年間）にわたる長期的なまちづくりのビジョンを示します。

また、おおよそ10年後となる平成34年（2022年）を中間年次として設定し、内容の見直し等を行います。ただし、社会経済情勢の変化によって都市づくりの方針を変更せざるを得ない場合には、必要に応じて本マスタープランの修正を行うこととします。

(2) 将来人口

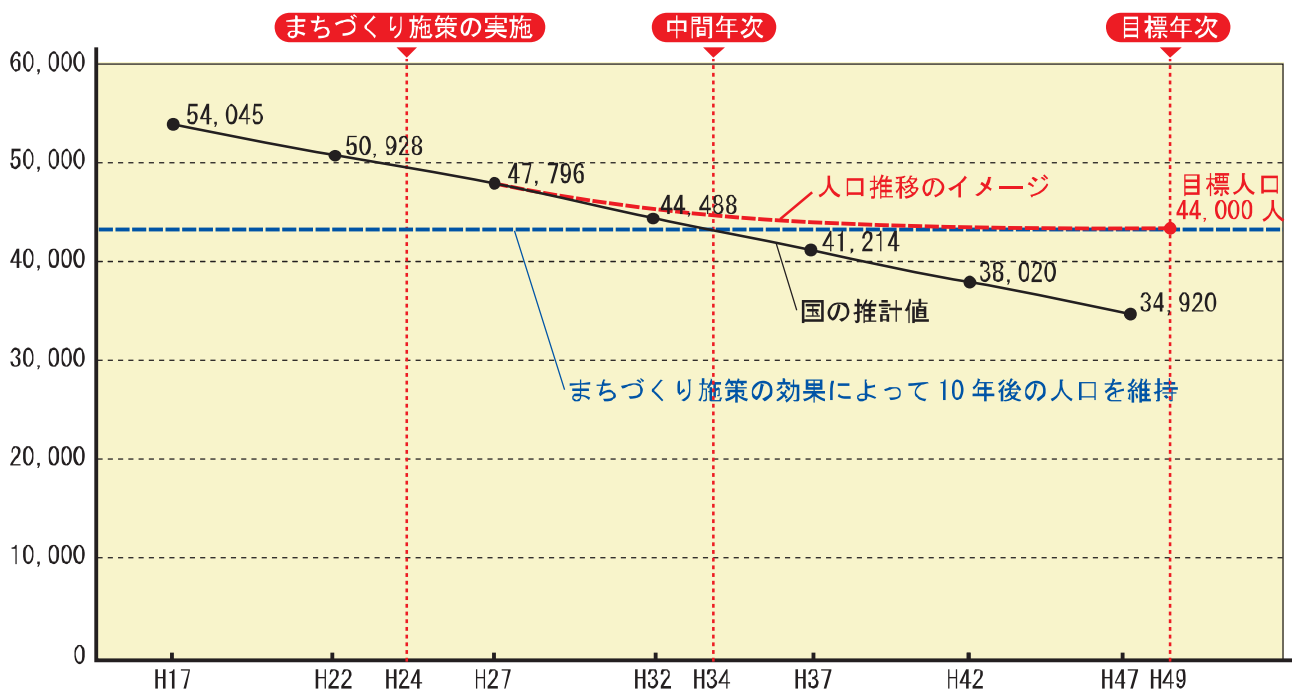
国立社会保障・人口問題研究所が平成20年12月に推計した本市の将来人口は、平成32年に44,488人、平成42年に38,020人となっており、今後人口減少が予測されています。

ただし、この人口推計はコーホート要因法による推計であり、H12からH17までの5歳階級毎の実績データに基づく推計であるため、子育て支援やまちづくり施策等による効果は加味されていません。既に、子育て支援等の国政によって日本の総人口は将来見通しを上回っています。

定住促進を目標とする本マスタープランは、まちづくり施策の効果が表れる概ね10年後（平成34年）の人口を維持することとし、平成49年の目標人口を以下のように設定します。

【南島原市の目標人口】

平成49年人口 44,000人



3. 将来都市構造

将来都市構造とは、都市の姿を点（拠点）と線（軸）と面（土地利用）によって構造的に捉えることにより、本市にとっての重要施策を判断するためのものです。

区分	役割	位置	
拠点	中心拠点	本市の中心的な場所として位置づけ、市民生活における主要な公共サービス機能の集約を図り、商業・業務等の様々な都市機能を備えた地区とする。	市役所周辺
	地域交流拠点	本市の南の玄関口となる場所で、多くの人々が交流し、様々な産業集積を図る地区とする。	□之津庁舎周辺
	地区生活拠点	町内住民の生活拠点としての役割を担い、日常生活において必要な公共サービスを提供する地区とする。	深江庁舎周辺、布津庁舎周辺、北有馬庁舎周辺、南有馬庁舎周辺、加津佐町中心部
	観光拠点	本市における観光拠点として位置づけ、アクセス性の確保と観光資源の機能充実を図る地区とする。	みずなし本陣ふかえ、大野木場砂防みらい館、こんびら公園、有家俵石展望所、鮎帰りの滝、エコパーク論所原、日野江城跡、西望公園、原城跡、□之津歴史民俗資料館、白浜海水浴場、岩戸山、前浜海水浴場、野田浜海水浴場
	工業拠点	既存の工場が集積している場所に位置づけ、産業活動がしやすい環境を整え、工場等の集積を図る地区とする。	国道57号沿い（深江） 国道251号沿い（西有家、加津佐） 雲仙グリーンロード沿い（布津）
	水産流通拠点	既存の港湾や漁港に位置づけ、水産業や水産加工業、流通業などの集積を図る地区とする。	□之津港、須川港、堂崎港、深江漁港、布津漁港、貝崎漁港、有家町漁港、浦田漁港、南有馬漁港、早崎漁港、久木山漁港、加津佐漁港
	研究拠点	□之津海上技術学校周辺を位置づけ、既存企業との連携強化や新たな産業の創出を図る地区とする。	□之津海上技術学校周辺
	レクリエーション拠点	既存の大規模公園を位置づけ、市民が日常的に余暇を楽しめる場所として、施設の充実とアクセス性の強化を図る地区とする。	ありえ俵石自然運動公園、マリンパークありえ、みそ五郎の森総合公園、運動グラウンド（北有馬）、南有馬運動グラウンド、□之津港緑地公園、□之津開田公園、権田公園
軸	都市連携軸	市内の各拠点を結ぶ主要な都市軸として位置づけ、道路の機能強化による円滑な交通の確保とバス交通等による連携強化を図る路線とする。	国道251号
	広域幹線道路	周辺都市と連絡する広域幹線道路として位置づけ、道路の防災性の強化と連携強化を図る路線とする。	国道57号、国道389号、主要地方道小浜北有馬線、県道雲仙有家線
	地域幹線道路	都市連携軸や広域幹線道路を補完し、地域間を連絡する地域幹線道路として位置づけ、十分な道路幅員の確保と歩道整備を図る路線とする。	雲仙グリーンロード、主要地方道雲仙西有家線、その他の県道
土地利用	市街地	地域や地区の拠点を含むまとまりのある市街地に位置づけ、良好な市街地形成を図る場所とする。	
	集落地	農地と一体となった集落を形成している場所を位置づけ、集落環境の維持と保全を図る場所とする。	
	農地	森林や集落地以外のまとまった農地に位置づけ、営農環境の保全を図る場所とする。	
	森林	森林地域に位置づけ、本市の自然環境と自然景観の保全を図る場所とする。	

